

# 千葉県県営住宅退去者の滞納家賃等に係る収納業務委託 公募型プロポーザル募集要領

## 1 業務概要等

- (1) 業務の名称  
千葉県県営住宅退去者の滞納家賃等に係る収納業務委託
- (2) 業務の目的  
県外に所在する県営住宅退去者及び県内に所在する回収困難な県営住宅退去者の滞納家賃等の収納について、債権回収に関する専門的なノウハウや実績を有する者を活用することにより、滞納家賃等の回収を促進し、収納率の向上を図る。
- (3) 業務の内容  
委託債権の回収方法等については、本業務に係る公募型プロポーザル方式に参加する事業者の提案に委ねるものとするが、別添「千葉県県営住宅退去者の滞納家賃等に係る収納業務委託仕様書(案)」に掲げる業務を実施するものとする。
- (4) 委託予定債権  
委託債権件数 約 500 件  
委託債権金額 約 1 億 5 千万円
- (5) 委託手数料  
完全成功報酬制として、収納した金額に報酬の割合（成功報酬率として応募者から提案）を乗じた額を委託手数料として支払います。  
ただし、成功報酬率の上限は 40%（消費税額及び地方消費税額に相当するものを除く。）とします。
- (6) 委託期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで  
※この契約は千葉県と受託者の合意により最大 2 回を限度に契約期間の延長が可能です。  
※この契約は令和 6 年度歳入歳出予算が令和 6 年 3 月 31 日までに千葉県議会で成立することを前提に進めているため、同予算の成立をもって有効に契約し得るものとしします。

## 2 応募資格

応募者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 国税の滞納がないこと。なお、千葉県内に本店（本所）又は支店、営業所を有する者については県税の滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て等を行っている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 募集開始の日から契約の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和 57 年 12 月 1 日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (6) 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 8 条に基づき、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されている弁護士又は同法第 30 条の 2 に規定する弁護士法人。
- (7) 弁護士法第 57 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項第 2 号から第 4 号までに規定する懲戒処分を受けたことがないこと。

- (8) 茨城県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に本店（事務所）又は支店、営業所を有する者であること。

### 3 応募期間・応募方法等

- (1) 応募期間 令和6年1月5日(金)～令和6年1月26日(金) 午後5時必着
- (2) 応募方法 郵送又は持参  
(郵送の場合は到着の確認を電話で行ってください。)
- (3) 提出物 ①企画提案書(様式1): 正本1部・副本6部  
(電子媒体も併せてメールで提出してください。)
- ②国税の滞納がない証明書: 1部  
(発行日から3箇月以内のもの)
- ③千葉県税の滞納がない証明書: 1部  
※千葉県内に本店(本所)又は支店、営業所を有する場合提出  
(発行日から3箇月以内のもの)
- ④弁護士又は弁護士法人であることが確認できる書類: 1部
- ⑤法人登記簿(弁護士法人のみ): 1部
- ⑥定款の写し(弁護士法人のみ): 1部
- (4) 提出先 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 県庁中庁舎7階  
千葉県県土整備部都市整備局住宅課 県営住宅滞納対策班  
電話番号 043-223-3230 メールアドレス juutak24@mz.pref.chiba.lg.jp

### 4 企画提案書

次のとおり作成して提出してください。

- (1) 様式はA4判縦とし、横書きとします。(様式1)
- (2) 必要に応じて絵、図を用いてわかりやすく記載してください。
- (3) 片面印刷とし、2ページ目以降には法人名やその所在地、従業者の実名、法人特有のサービス名等が特定できるような内容は記載しないでください。

### 5 委託先の決定方法等

提出された企画提案書により、選考委員が次の項目について書面審査を行い、最も評価の高い者を委託先に決定します。

- ①業務実施方針
- ②業務実施計画
- ③業務実施手法
- ④業務実施体制
- ⑤個人情報保護体制
- ⑥取引状況
- ⑦その他

なお、審査結果は審査終了後、速やかに各応募者に通知します。

### 6 質問の受付

企画提案書の作成に関する質問については、以下により受け付けます。

- (1) 受付期限 令和6年1月12日(金) 正午まで
- (2) 受付方法 質問書(様式2)により電子メールで送信してください。  
※質問受付電子メールアドレス: juutak24@mz.pref.chiba.lg.jp
- (3) 回答方法 本県ホームページに掲載します。※口頭、電話による質問は受け付けません。

## 7 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 応募資格がない者が提案した場合
- (2) 応募期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (3) 企画提案書に虚偽の記載があった場合
- (4) 成功報酬率の上限の40%を超える提案をした場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるに至った場合
- (6) その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 8 その他留意事項

- (1) 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 企画提案書提出後の修正又は変更は認めません。
- (3) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、千葉県情報公開条例に基づき公開する場合があります。
- (4) 提出書類は一切返却しません。

## 9 今後の予定

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 企画提案書の提出期限 | 令和6年1月26日 |
| (2) 委託業者選定     | 令和6年2月中旬  |
| (3) 委託業者決定通知   | 令和6年2月下旬  |
| (4) 委託契約締結     | 令和6年4月1日  |
| (5) 委託業務開始     | 令和6年4月1日  |

※概ねの日程であり、変更する場合があります。